



※条文は簡略化して掲載しており、一部表現が異なります。

◆財政運営
（第26条）
設の統廃合、市有地の売却等により、歳出の削減

お問い合わせは、
企画政策課（4階）
☎1516、FAX(20)1603へ。

次
期総合計画の策定を視野に入れ、アンケート調査やワークショップなど、市民の意見を聴く多様な手法を検討します。

ア
クシヨンプランの進行管理を行い、条例の趣旨に照らして解釈運用されているかを確認します。
また、必要に応じて、逐条解説の見直しを行います。

◆総合計画等
（第25条）
また、職員の自発的なまちづくりへの参加や自己研さんを促します。

◆条例の見直し
（第33条）
と歳入の確保を図ります。また、分かりやすい財政状況の公表に努めます。

茂原市教育施策の大綱を策定

市では、教育施策の基本的な方針となる「茂原市教育施策の大綱」を策定しました。大綱は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とし、茂原市基本構想および基本計画に基づき、今後5年間の重点施策の基本方針を定めたものです。

下表4つの基本方針と18の施策の柱を定め、各種事業を展開していきます。詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

基本方針1 社会を生き抜く力の育成

- (1) 学力の向上
- (2) 幼児教育・保育の充実
- (3) 読書活動の推進
- (4) 国際理解教育の推進

基本方針2 心を育む人間教育の推進

- (1) いじめ・暴力行為等の問題への取り組みの徹底
- (2) 道徳教育の推進
- (3) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
- (4) 青少年の健全育成と家庭教育の充実
- (5) セーフティネットの構築

基本方針3 芸術・文化・スポーツの振興

- (1) 芸術文化の創造と個性の伸長
- (2) いつでも・どこでも・だれでも学べる場の提供
- (3) 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学習支援
- (4) スポーツ環境の充実
- (5) スポーツ・レクリエーションの普及

基本方針4 茂原を愛する心の育成

- (1) 地域を担う人材の育成
- (2) 安全・安心な教育環境の確保
- (3) 文化財・伝統文化の維持、保存、活用の推進
- (4) 学校・家庭・地域連携によるコミュニティーの形成



お問い合わせは、教育総務課（9階）
☎(20)1557、FAX(20)1607へ。